

出荷制限指示後の管理の考え方 －野生きのこ－

野生きのこの出荷管理については、山形市と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一、不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 出荷制限の周知

県は、野生きのこの出荷制限が指示された山形市の協力を得て、県及び山形市のホームページや広報誌に当該出荷制限の内容について掲載するなど、出荷制限区域内で採取された野生きのこの類が出荷されないように周知徹底を図る。

(2) 流通対策

県は、出荷制限が指示された山形市の協力を得て、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限区域内の野生きのこの類を取り扱わないことを要請するとともに、これらの流通拠点に対する巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

県は、出荷制限区域外の市町村から産出される野生きのこの類について、出荷者に対し、出荷前の放射性物質検査の徹底を要請する。また、直売所、卸売市場等に対し、産地の市町村名を表示するよう周知徹底を行うとともに、必要に応じて入出荷先等の記録の提出を求める。

これらの取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。